

処遇・福利厚生 Q & A

富山労働局総務部総務課

Q 勤務条件は？

A おおよそ次のとおりです

(1) 給与・・・「一般職の職員の給与に関する法律」の定めによって支給

※毎年人事院勧告により改正

①初任給（本俸） 一般職・大卒の場合 182,200円（1級25号俸）

一般職・高卒の場合 150,600円（1級5号俸）

（学歴・職歴等による調整有り）

※昇給日（毎年1月1日）に、勤務成績に応じて4～8号俸以上の昇給あり

②地域手当 富山市勤務の場合・・・俸給等の3%

③扶養手当 配偶者 6,500円

子 10,000円

父母等 6,500円

④通勤手当 ・交通機関等を利用した場合

1箇月当たりの運賃相当額55,000円まで全額支給

→最高限度 55,000円

・自動車等の使用者

使用距離に応じ（2,000円～31,600円）支給

※徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上である場合に該当

⑤住居手当（借家等） ・27,000円以下→家賃－16,000円

・27,001円～61,000円未満

→（家賃－27,000円）×1/2＋11,000円

・61,000円以上→28,000円

※公務員宿舎（独身者用または世帯用）もありますが、戸数の関係で入居できない場合もあります。

ただし、新規採用職員で、宿舎を必要とする方については、できる限り優先して入居できるよう取り計らう予定としています。

⑥超過勤務手当 勤務時間以外の勤務に対して支給

⑦賞与 期末手当＋勤勉手当（年間 約4.5月分）

6月・・・ 2.25（1.3＋0.95）

12月・・・ 2.25（1.3＋0.95）

(2) 勤務時間・休日・・・ 平日 8:30 ~ 17:15 (休憩時間 12:00~13:00)
土曜、日曜、国民の祝日、12/29~1/3は休日(完全週休二日制)

※富山所勤務の場合・・・ 土曜日 9:00~17:45 1年に1回程度
土曜日に勤務した場合には、月~金の間に代休があります。

(3) 休 暇・・・ ①年次休暇 年間20日間(1年目は4月採用で15日間)
(残った場合は翌年へ20日を限度として繰り越すことができます。)

②特別休暇 夏季(3日)、結婚(5日)、忌引、
出産(産前6週間産後8週間)等の場合

③病気休暇 傷病等のため勤務できない場合

④介護休暇 6カ月の範囲内

(4) 育児休業・・・子が3歳に達するまで可能。休業期間中は無給ですが、共済組合から育児休業手当金として180日に達するまで標準報酬月額額の100分の67、それ以降、標準報酬月額額の100分の50(子が1歳に到達するまで)が支給されます。

Q 仕事のやりがいは？

A 労働基準行政・職業安定行政・雇用均等行政ともに、デスクワークだけではなく、窓口や電話でお客様と接する機会が数多くあります。悩みを抱えた方、相談に来られた方など様々なお客様がいらっしゃいます。時には大変なこともあります。お客様との距離が近い分、仕事の成果が身近に感じられ、自分自身の成長を実感することのできる、とてもやりがいのある職場です。労働局は、一般的な公務員の「堅い職場と職員」というイメージとは異なり、雰囲気の良い、働きやすい職場です。

Q 採用後の研修は？

A 採用後、公務員としての心構えや、業務全般について学習する新規採用研修が各労働局単位で行われます。また、新潟労働局による新規採用職員研修や中央研修【埼玉県朝霞市の労働大学校(全室個室、冷暖房完備)にて採用1年目は基礎研修】が行われます。

なお、局・監督署・安定所の各単位で配置換えの際や、各種の専門的な仕事や管理職に就く度に必要な研修を受講する機会があります。

Q 採用後の配属先は？

A 原則として次のいずれかの部署に配属されます。

(1) 事務官（基準）

- ① 労働局総務部総務課、労働保険徴収室
- ② 労働局雇用環境・均等室
- ③ 労働局労働基準部
- ④ 労働基準監督署

(2) 事務官（共通）

- ① 労働局総務部総務課、労働保険徴収室
- ② 労働局雇用環境・均等室
- ③ 労働局職業安定部
- ④ 公共職業安定所

Q 転勤はどのようになるのですか？

A 採用後は原則として、富山局で4年間勤務し、その後ブロック内の新潟局、石川局及び福井局のいずれかの局で1局2年間の勤務を経験し、7年日以降は富山局で再び勤務することとなります。

採用後、7年目（6年間の勤務の転勤後）から幹部に昇任するまでの約20年間は、原則として本人の希望を踏まえ、長期に居住する労働局（定着局）において勤務することになります。

なお、本人の希望等により他のブロックの労働局や本省へ異動することもあります。

Q 福利厚生等は？

A おおよそ次のとおりです。

(1) 健康管理・・・年1回定期健康診断実施あり

病気の場合は共済で7割給付、公務上の災害は完全補償

(2) 保養、宿泊施設・・・国家公務員共済組合の施設を廉価で利用可能

(3) その他、共済組合では、貸付事業（住宅資金、家族等の為の臨時的支出についての貸付）等を行っています。